

# 安全報告書

(運輸安全マネジメント2017年度方針／バス)

## 1. 基本方針

- (1) 安全は事業の根幹であり、全てに最優先することを全社員が認識します。
- (2) 安全を確保するため、道路交通法などの関係法令を遵守します。
- (3) ゆるぎない安全風土の確立をめざし、安全管理体制の継続的な改善を図ります。
- (4) 安全に関する情報は、積極的に公表します。

## 2. 目標の設定

- (1) 数値目標（上期）：事故率（走行10万km当りの当方過失30%以上の有責事故率）  
バス・運行管理計・・・・・・・・・・0.56件
- (2) 重大事故の撲滅を目指し、次の事故の撲滅を図る。
  - ① 左折巻き込み事故
  - ② 車内人身事故
  - ③ 内輪差・外輪差に起因する事故
- (3) 有責事故を削減するため、次の事故の削減を図る。
  - ① 後退事故
- (4) 全乗務員に安全最優先の意識を浸透させる。  
目標：意識の浸透度を5段階評価とし、3.5以上  
※ 達成状況は、乗務員へのアンケートの結果（自己評価）により確認する。
- (5) 当社で定めた運転の基本動作を定着させる。  
目標：運転の基本動作の定着率（実施率）平均80%以上  
※ 達成状況は、乗務員へのアンケートの結果（自己評価）により確認する。

## 3. 重点施策と実施計画

重点施策	実施計画
1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。	(1) 経営トップは、安全最優先の意識の徹底、関係法令の遵守及び安全管理体制の継続的な改善について、主体的に関与する。 <ul style="list-style-type: none"><li>① 経営トップは、現業長会議等の会議体において、安全最優先の意識の徹底及び関係法令の遵守について指示を行う。</li><li>② 経営トップは、春・秋の全国交通安全期間や年末年始輸送安全総点検期間中に職場巡視を行い、現業職員に対して安全最優先の意識の徹底及び関係法令の遵守について指示を行う。</li><li>③ 経営トップは、経営トップ安全ミーティングを通じて、現業職員と輸送の安全に関する議論を行い、現業との双方向のコミュニケーションの実現を図る。</li><li>④ 経営トップは、内部監査やマネジメントレビューに参加し、輸送の安全に関する基本方針の設定や重点施策の策定に主体的に関与する。</li></ul>

重点施策	実施計画
<p>1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。(続)</p>	<p>(2) 労使の協働を基本とした安全管理体制を本社及び営業所で構築し、関係法令の遵守と安全最優先の意識の徹底を根付かせる。</p> <p>① 本社、組合本部は、安全運転協議会を開催し、関係法令の遵守と安全最優先の意識の徹底について一層の定着を図る。</p> <p>1) 安全最優先の3つの宣言について取り組み継続</p> <p>2) 当社で定める運転の基本動作の定着に向けた方策の実行</p> <p>3) 安全運転協議会主催の無事故・無違反コンテストの年2回開催、目標で定めた具体的な事故と交通違反の撲滅・削減</p> <p>② 営業所、組合支部は、事故防止委員会等を開催し安全に係る営業所目標の設定・施策の立案等、労使で協働で策定する。</p> <p>③ 営業所、組合支部は乗務員による小集団活動を班長・班員と三位一体で推進する。</p> <p>④ 本社と本部で構成する安全運転協議会と営業所と組合支部で構成する事故防止委員会等について、位置付け・役割・機能を整理し、安全に関するより有効な組織とする。</p> <p>(3) 営業所の運行管理体制を強化する。</p> <p>営業所の運行管理体制の強化を図るため、本社による日々の現業指導を実施する。</p> <p>また、営業所の運行管理体制のモニタリング(監査等)を強化する。</p> <p>① 事故報告の全件励行と警察への事故届出を徹底する。</p> <p>1) 乗務員の運行管理者へ事故報告を全件励行と警察への事故届出の徹底による救護義務違反の完全排除</p> <p>2) 営業所から安全運行部への全件事務報告の励行</p> <p>② 営業所は運行管理体制を見直し強化を図る。</p> <p>1) 法令に基いた事務の励行(乗務員台帳、点呼記録簿他)</p> <p>2) 営業車両の点検整備、外装点検</p> <p>3) 基本に忠実な乗務前・乗務後「点呼」の実施</p> <p>4) 重大な事故・違反、不祥事の発生時における特別五月雨点呼の実施と「非常事態宣言」の発令による社内の引き締めの実施</p> <p>5) アルコールチェックと検知、吹き漏れ及び直前飲食等による誤検知の完全排除</p> <p>6) 乗務員、運行管理者の健康管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断等により要再検査、要治療等の所見がある場合は、当該乗務員に確実に診断または治療をさせ、その結果を把握する。</li> <li>特に睡眠時無呼吸症候群(SAS)については、確実に診断または治療を実施させる。</li> <li>・産業医の指導等を勘案し、乗務員の就業上の措置を講じる。</li> <li>・乗務前点呼において、乗務員の健康管理マニュアルで定められている判断目安に基づき、当該乗務員の乗務の可否を判断する。</li> <li>・乗務中に運転に支障を及ぼすおそれのある疾病の前兆や自覚症状が確認された場合は、速やかに運行管理者等に報告するよう乗務員を指導する。</li> <li>・平時から乗務員の健康状態の確認と健康増進に努める。</li> </ul>

重点施策	実施計画
<p>1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。(続)</p>	<p>7) 営業中の居眠り運転の防止の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員の拘束時間、連続ハンドル時間、休憩管理等の個別指導を強化する。</li> <li>・乗務員の休憩時間での過ごし方等、生活面に踏み込んだ指導・注意喚起を積極的に行う。</li> </ul> <p>8) 乗務員の健康管理、拘束時間・休憩時間管理等の未然防止を目指す項目について、「強調月間」による予防教育の実施</p> <p>9) 65歳以上の乗務員の雇用契約更新時の健康状況の確認の徹底</p> <p>10) 信号無視違反、最高速度違反、駐停車違反、放置駐車違反の排除</p> <p>11) 乗務員の事故、交通違反の累積点数を把握・指導の徹底、運転記録証明の取り付け拡充</p> <p>12) 運転中のスマホ操作の禁止</p> <p>(4) 経営トップ安全ミーティングを全営業所で開催し、営業所の上期・下期の行動計画の取り組み状況の報告等を通じて、安全に係る議論を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業所目標の達成状況、施策の実施状況</li> <li>② 安全最優先の取り組み、運転の基本動作の励行</li> <li>③ 事故報告の全件励行と警察への事故届出の徹底状況</li> <li>④ 営業所の運行管理体制</li> <li>⑤ 運行管理者・補助者等の人材育成状況</li> <li>⑥ その他営業所の課題と取り組み状況</li> </ul> <p>(5) 事故傾向等の分析と再発防止策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本社はヒヤリハット情報を収集・分析し営業所にフィードバックする。</li> <li>② 本社は、会議体や安全関係分析資料を通じて、営業所に事故と違反の傾向をフィードバックする。 営業所は、安全関係分析資料により事故と違反の実態を常時把握し、上期・下期の行動計画の策定や実技教育等の具体的な再発防止策の実施に活かす。</li> <li>③ 乗務員が有責事故を惹起した時は、事故の背後要因を究明し根本原因を見出し再発防止に活かす。 背後要因の究明に当たっては有責事故指導報告書・DR・デジタコなどを効果的に活用する。</li> </ul> <p>(6) 全乗務員を対象としたアンケートを実施し、安全最優先の意識の徹底状況及び運転の基本動作の定着状況を把握する。</p>

重点施策	実施計画
<p>2. 輸送の安全に関する教育研修について計画を作成し実施する。</p>	<p>(1) 乗務員教育          本社及び営業所では、乗務員個々の運転特性を入社直後から把握し、乗務員の育成に重きを置いた計画的な教育を実施する。          また、乗務員教育について、各教育プログラムの実施の可否も含め実施方を随時見直し、乗務員の労働時間の管理の適正化を図る。</p> <p>① 本社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新人の初任研修での安全運転に関する同乗教育の実施 乗務員個々の運転特性の把握と配属営業所へ情報提供</li> <li>2) 重大事故惹起者への本社個人指導の実施</li> <li>3) 年1回全班長対象の班長研修開催</li> <li>4) 安全運転外部研修の実施</li> </ol> <p>② 営業所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 安全基本方針の点呼・小集団活動での唱和や営業所内での掲示等による乗務員の安全最優先の意識の徹底</li> <li>2) 実技を乗務教育の中心に位置づけ、営業所の上期・下期の行動計画への明示と全乗務員の計画的な受講</li> <li>3) 新人乗務員の営業所配属直後の同乗指導の時間・内容の見直しと拡充</li> <li>4) 事故と違反のない乗務員に育て上げるための新人乗務員を対象とした安全教育の計画的な実施</li> <li>5) 小集団活動や無事故・無違反コンテストの取り組みを通じ、当社で定めた運転の基本動作の周知と定着</li> <li>6) DR・デジタコなどの効果的な活用</li> <li>7) 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適正な運転方法を理解するため、自動車メーカーによる安全運転研修の受講</li> <li>8) 雪道での走行を想定した教育・訓練の実施</li> <li>9) 班長による添乗指導の実施</li> <li>10) その他、営業所の事故傾向や実情に応じた乗務員教育の実施</li> </ol> <p>(2) 運行管理者教育          運行管理者の力量の向上を図るため、本社教育の充実を図る。</p> <p>① 本社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 安全マネジメントのコンセプト教育の実施</li> <li>2) アルコール関係の研修の実施</li> <li>3) 点呼教育の実施</li> <li>4) 運行管理研修の実施</li> <li>5) 事故処理研修の実施</li> </ol> <p>② 営業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT教育を通じ運行管理者を育成</li> </ul>

重点施策	実施計画
<p>3. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。</p>	<p>(1) 無事故乗務員表彰を実施する。</p> <p>(2) 無事故・無違反コンテストを夏・冬2回開催する。</p> <p>(3) 要員教育に費用を支出する。</p> <p>① 乗務員</p> <p>1) 拘束時間内の小集団活動</p> <p>2) 班長研修</p> <p>3) 安全運転外部研修</p> <p>4) 適性診断（一般）の受診</p> <p>② 運行管理者</p> <p>・ 営業所事務員を対象とした適性診断活用講座の受講</p> <p>(4) 乗務員の免許証の累積点数を把握するために乗務員の運転記録証明の取り付けを実施する。</p> <p>(5) ドライブレコーダーの更新を行う。</p> <p>(6) デジタルタコグラフの更新を行う。</p>
<p>4. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。</p>	<p>(1) 経営管理部門を対象とした内部監査を実施する。</p> <p>(2) 安全統括管理者は、内部監査の結果及び是正、予防措置を社長及び取締役へ報告する。</p> <p>(3) 現業部門を対象とした業務監査（保安）及び自主点検を実施する。</p> <p>(4) 営業管理部長は、業務監査の結果を社長及び取締役へ報告する。 現業長は、業務監査の結果に伴う是正、予防措置を社長及び取締役に報告する。また、自主点検結果は営業管理部長に報告する。</p>
<p>5. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達、共有を図る。</p>	<p>(1) 重大な事故、災害等が発生した場合は、所定の報告連絡体制により情報を伝達、共有する。</p> <p>(2) 情報を共有、記録する媒体として社内グループウェア（サイボウズ）を活用する。</p>
<p>6. 輸送の安全に関する情報の公開</p>	<p>2017年度の安全方針及び2016年度の実施結果について社外に情報を公開する。</p>

#### 4. 輸送の安全に関する予算額

無事故・無違反コンテスト、乗務員教育費等合計 24,864千円

以 上